

審判活動休止申請について

海外勤務、長期の病気、怪我の治療または妊娠・育児などのために審判活動を休止する場合、**審判活動休止申請**を行うことで、原則最長 3 年間の審判活動休止が認められ、休止期間中の更新講習受講、年度登録料の免除を受けることができます。

<申請手順>

- (1) 所属する都道府県協会に「**審判活動休止申請書**」を提出し、予め承認を得る。
 - ①申請者は、「審判活動休止申請書」の本人記入欄に、休止申請期間、休止理由等の必要事項を記入し、署名欄に自署、捺印のうえ、所属先都道府県協会審判長へ提出する。(Eメール添付可)
 - ②所属先審判長は、記入内容を確認の上、承認の場合は審判長承認の署名(デジタル署名・印可)を行い、本申請書を受理・承認した旨、申請者へその旨 Eメール等にて通知をする。

※活動休止に際してのライセンスの返上は不要です。

※年度登録料を入金したあとに申請書が提出された場合は、当該年度はそのまま“登録者”扱いとし、登録料の返金はありません。更新講習会受講前であれば、講習会は受講免除とします。

※同一事由においては、原則最長 3 年間の活動休止が認められますが、女性の出産等に関する場合、「第 1 子」、「第 2 子」等は別事由として再度申請することが可能です。女性が育児をしながらもライセンス保有審判員として長く審判活動が続けられるように、本制度をご活用ください。

<ライセンスの復活>

「活動休止申請書」により活動の休止を認められている場合、「ライセンス復活申請書」の提出、受理されることで、活動休止前のライセンスへの復活登録が認められます。 ※「復活申請書について」を参照のこと

以上